

地域を元気にするサポーター！



福祉委員 ガイドブック



発行：総社市福祉委員協議会



目次



- ◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ①地域は、日々変化しています！・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ③地域福祉を支える3つの力・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ④福祉委員とは？・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑤福祉委員の活動（役割編）・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ⑥福祉委員の活動（事例編1）・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ⑦福祉委員の活動（事例編2）・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ⑧地域には、このような課題が・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ⑨活動のポイント・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ⑩プライバシーの保護・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ⑪地区福祉委員会（ひとりで抱え込まないで！）・・・・ 14
- ⑫地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会・・・・・・・・ 15
- ⑬民生委員児童委員との連携・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (参考)
- ◇ 社会福祉協議会とは？（略して社協）・・・・・・・・・・ 17
- ◇ 社協の使命“地域福祉の推進”とは？・・・・・・・・・・ 19
- ◇ 福祉用語の解説・・・・・・・・・・・・・・ 20





はじめに



🌻 これからの福祉のキーワードは、『**地域福祉**』
『**住民主体の地域づくり**』が求められています



今日の高齢化・少子化・核家族化を受けて
社会福祉法（平成12年 法改正）成立の意味

🌻 『**きっと誰かが何とかしてくれるだろう...**』

行政や社協、地区の一部の役員だけに**“おまかせ”**の時代は
終わり、自分たちでできることは、『**住民自らも動く時代**』の到来

⇒ ボランティア活動、市民活動（NPO）の台頭

- ◆ 住民一人ひとりの住み慣れた場所での“いきいき”とした生活が、地域福祉の原点です。
- ◆ 住民一人ひとりの自立した生活を考える時、今の時代においては、住民も含めた地域社会全体での支えあいの活動なくして、それを考えることはできません。
- ◆ だからこそ地域住民自らも自分たちでできることは、積極的に動いていく、福祉の地域（コミュニティ）づくりが求められているのです。





地域は、日々変化しています！

地域の現状

自分たちの住む地域のことを知ることが、今後ますます難しくなっている状況の中で、子どもからお年寄りまで、生活の中から生まれている問題はふくらむばかり・・・。



◇ 背景 ◇

① 少子高齢化

- ⇒ 高齢化率：（総社市 23.2%：岡山県 25.1%）⇒ 孤立・認知症への不安
- ⇒ 公的援助（施設・在宅サービス）だけでは十分対応できない・・・
- ⇒ 家庭における福祉力の崩壊（家族介護の限度）



② 地域に潜む3つの壁

1. 意識の壁（誰にも迷惑をかけたくない、無関心）
2. 情報の壁（様々な情報が必要な方に届いてない）
3. 制度・サービスの壁（種類が足りない、サービスの質が不十分）

◆ みんなの力で、この3つの壁を打ち破り、地域を元気にして安心して豊かに暮らせる地域づくりが求められています！ ◆

- ・ 見守り、声かけ
- ・ 生活問題の早期発見
- ・ 地域の団結、連携
- ・ 地域の福祉活動



住民一人ひとりが、近隣に目を向けて、その問題をみんなで考えられるネットワークづくりをもっと広げていく必要があります。



* 総社市の高齢化率についてはH23. 3月現在
* 岡山県の高齢化率についてはH22. 10月現在

願い……

住み慣れた地域で暮らし続けたい……



今！地域での問題・課題の中には

認知症・虐待・孤立をはじめ……

深刻化
長期化
重度化

地域に潜む3つの壁



① 意識の壁

- ・ 誰にも迷惑をかけたくない。ふうが悪い。
- ・ 自分には関係ない。



② 情報の壁

- ・ 様々な情報が必要な方に届いていない。
- ・ 情報を知らないということを知らない。



③ 制度・サービスの壁

- ・ サービスが足りない。内容が不十分。





地域福祉を支える3つの力

「地域住民」と「行政」と「サービス関係機関」が
一緒になって支えていける仕組みが必要です！



共助力 **社会福祉協議会の役割！**

住民の主体的な福祉活動

- ・福祉委員
- ・民生委員児童委員
- ・地区社協
- ・小地域ケア会議



公助力

- ・市町村行政
- ・医療保健福祉専門職
- ・公的サービス



自助力

支えが必要な人
その家族



豊かな生活の実現

住み慣れた地域で…家で…

家族や仲間にもまれて…



『誰もが安心していきいきと豊かに暮らせるまちづくり』の実現

- ① 安心してひとり暮らしができる地域
- ② 障がいのある方も安心して暮らせる地域
- ③ 安心して子育てのできる地域





福祉委員とは？



「福祉委員」とは、みなさんの住んでいる身近な地域での福祉問題（ニーズ）や情報を把握し、その解決に向けて近隣住民に働きかけたり、民生委員児童委員・主任児童委員や社協（関係機関）と連携して活動を推進していく「**地域を元気にするサポーター（ボランティア）**」です。

◇選出について

民生委員児童委員と地域団体等（自治会・町内会など）が協議し選出され、総社市社会福祉協議会長から委嘱されます。

◇見守り・目配りできる範囲に1名
→（約20～30世帯に1名が理想です）

福祉委員数について

平成17年度→327名
平成18年度→402名
平成19年度→495名
平成20年度→515名
平成21年度→525名
平成22年度→534名

◇任期について

2年間のボランティアとして活動をお願いしています。
（再任は妨げません）

◇資格について

必要ありません。地域に住むひとりでも多くの方に福祉活動へ関わっていただくことが大切です。
※ただし、問題を解決する目的以外には情報を口外しないように最低限のルールには気をつけていただきます。



福祉委員の活動(役割編)

①地域のアンテナ役

- 日常的な生活の中での見守り・声かけ
- 問題の発見
- 簡単な援助
- 民生委員児童委員・社協・地域包括支援センターへの連絡
- 秘密の保持



②福祉活動の協力役

- ふれあいサロン活動への参画
- 地区社協活動への参画
- 小地域ケア会議への参画
- 社協会費への協力
- 住民福祉座談会・研修会への参加



福祉委員の活動

小地域福祉ネットワーク活動

地域の「ちょっとした変化」に気づいていただければ十分です!

③福祉情報の連絡役

- 福祉の行事や制度・サービスの情報伝達
 - ・ 介護保険制度
 - ・ 障害者自立支援法
- 福祉情報の伝達
 - ・ 社協だより



④福祉意識の啓発役

- 福祉のまちづくり
- ノーマライゼーション
- バリアフリー
- 福祉活動への参加呼びかけ





福祉委員の活動(事例編1)



【ふれあいサロン活動の開催・参画】

【子育てサロン活動の開催・参画】



⇒サロン活動を通じた見守り

- ・茶話会からの気づき
- ・参加者の様子からの気づき



⇒サロン活動を通じた見守り

- ・人と人、顔と顔とがながる中からの気づき
- ・悩みや相談がきっかけ(気づき)



【普段の暮らしの中から…】



散歩中や買い物の際などに、ちょっと気にする気持ちから
(あいさつ・声かけ・日常の会話から)

基本は、日常生活の中での
見守り・訪問活動から！！



※ここに掲載されている全ての活動を行うわけではありません。身近な活動から始めていただければと思います。



福祉委員の活動(事例編2)



【地区社協活動への参画を通じて…】

(地区敬老会)



- ⇒ふれあい活動から生まれる地域の絆
- ・ふれあい活動から支えあい活動へ
 - ・気づき、声かけ、見守り



(地区給食サービス)



(三世代ふれあい交流)



【小地域ケア会議への参画】



【民生委員児童委員との情報交換会】



※ここに掲載されている全ての活動を行うわけではありません。身近な活動から始めていただければと思います。



例えば...

地域には、このような課題が...



① ひとり暮らしの高齢者...

市内に親族がいない75歳のAさん。最近、認知症がすすみひとり暮らしが厳しくなって、不安がいっぱい...



② 87歳の夫を84歳の妻が介護(高齢者世帯)

夫(87歳)は肺機能障がい在宅酸素の生活。妻(84歳)が介護疲れから体調を崩している。(ストレス・入院)



③ 子育てに不安...



核家族で団地に住む母親のCさん。はじめての子育てに少しノイローゼ気味...

④ 昼間ひとり暮らしで話し相手がない...



Yさん(85歳)は、足の筋力が落ちて、今では寝たきり起きたきりの生活。次第に物忘れもひどくなり、このままでは寝たきりに...。家族は勤めで日中はひとりで留守番。話し相手がない。



例えば...

地域には、このような課題が...



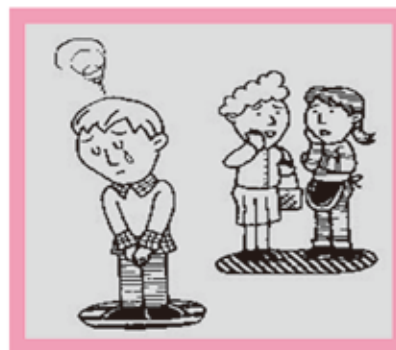
⑤ 福祉サービスや介護保険を

利用したいけど手続きがわからない...



父親(78歳)の介護で悩んでいる息子。福祉サービスを利用するにはどこに連絡したらよいか? 介護保険制度について知りたい...

⑥ 障がいに対する無理解



精神障がいに対する理解がないために、関わりを避けるなど...

⑦ 地域から孤立ぎみな

障がいのある方(話し相手がいない)

地域に住んでいる知的障がいのある方。地域から孤立ぎみ...



⑧ 亡くなってから1週間後に発見

近所のことなら何でもわかると思っていた集落で。死後数日たって発見...



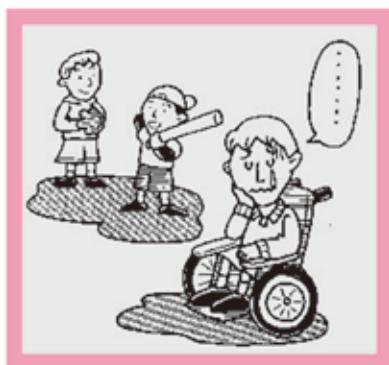


例えば...

地域には、このような課題が...



⑨ 遊び相手がいない障がい児



学校では元気なB君も、
地域では一人ぼっち...



⑫ その他、福祉の援助が必要な方はいませんか？

福祉委員活動の第一歩！

日常生活の中での地域にある
“ちょっとした変化”を
気にしていただければ十分です！

⑩ 訪問販売（悪徳商法）などで、断りきれずに商品を買わされて困っている...



どうしよう？



地域で気になること！
問題を発見したら！

できることから第一歩...



⑪ ひとり暮らしをしているA子さんの家の郵便受けに新聞がたまっている...

- 普段の暮らしの中での日常的な声かけ
- 民生委員児童委員や社協など関係機関へつなげてください。

※ひとりで抱え込まないでください



活動のポイント

 **笑顔から始まる福祉活動！**

①生活のリズムの中で！

“定期的に 継続的に”

活動の第一歩は日常的な見守りです。
地域で生活をする中で、無理をせず、できることから始めてください。

②チームワーク・パートナーシップで！

*“民生委員児童委員・
社協・関係機関は仲間です！”*

活動中での問題・課題については、ひとりで解決しようとして抱え込まないでください。

必ず、民生委員児童委員・社協・行政など関係機関と連携して問題解決に努めましょう。

連携に必要な「ほうれんそう」を実行してみてください。

「ほう」=報告 「れん」=連絡 「そう」=相談



③地域の社会資源を 把握しておきましょう！

“ふれあいサロンも大きな資源です”

地域にある施設、公共機関、人やサービスなどいざというときにどうすればよいかを考える材料になります。地域で開催されているふれあいサロンへ参加してみてください。

(地域活動の様子を把握)

④秘密は守りましょう！

“福祉委員も地域住民のひとりです”

活動中に知り得た個人の情報などの秘密を守りましょう。

⑤相手の気持ちになって！

⑥聞き上手になりましょう！



プライバシーの保護



プライバシーを守りましょう！

“ 福祉委員もその地域に住む住民のひとりです！ ”
“ 相互の信頼は見守り・声かけ活動の第一歩です！ ”

訪問活動（見守り・声かけ）では、どうしても家庭内のプライバシーにふれることになります。その中には他人に知られたくないこともあり、本人の意思に反して外に漏れると信頼関係が壊れ、ネットワーク活動自体が根本から崩れてしまいます。しかし、必要以上にプライバシーにとらわれると活動自体が取り組めません。

訪問活動によって知り得た情報については、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、それ以外は口外しないでください。当事者からの個人情報、信頼関係の上に成り立っていることを忘れずにお互いのプライバシーの尊重に努めましょう。

活動の中で考えられるプライバシーの具体例

- 年収、資産、納税額などの財産関係
- 家族や親族等の家庭内生活の状況
- 政党や宗教等の主義・主張
- 病歴や身体の障がい等の状況
- 認知症の症状や介護保険認定者
- 学歴、職歴
- 生活保護等の受給歴
- 結婚、離婚歴
- 刑法、民法など法の違反歴
- 出生地 など



ひとりで抱え込まない！



※ プライバシーの保護に関する原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の際、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守ることに優先されます。



地区福祉委員会 ☆ ひとりで抱え込まないで！

☀️ 福祉委員の話し合いの場

福祉委員は、地域の生活者です。定期的集まる場（地区福祉委員会）を開催し、そこには民生委員児童委員にも、できるだけ同席してもらいましょう。
⇒情報の共有・連携につながります。



また、必要に応じて社協職員や地域包括支援センターのほか、福祉専門職に来てもらい、専門的なアドバイスをしてもらうことがポイントです。

☀️ 地区社協と福祉委員活動との連携

福祉委員は地域で日々起こる（変化する）いろいろな問題・困りごとを早期発見する“地域のアンテナ役”でOK！



難しい問題は、決して自分たちの地区だけで解決しようとせず、地区社協へ投げかけ、行政関係者や福祉の専門職も含め、地域全体の問題としてみんなで、考えていきましょう！



抱え込まない！

地区社協

地域の様々な困りごと
地域全体の問題として

問題提起！



福祉専門職の助言のもとで！



地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会

- ◇4つの生活圏域に設置される14の地区福祉委員会
- ◇各地区との連携・協調を図る総社市福祉委員協議会



福祉委員相互のつながいを構築

北部生活圏域

- ・昭和地区福祉委員会



東部生活圏域

- ・三須地区福祉委員会
- ・服部地区福祉委員会
- ・阿曾地区福祉委員会
- ・山手地区福祉委員会

話し合いの場（情報交換）

総社市福祉委員協議会

相互の連携・信頼関係

西部生活圏域

- ・秦地区福祉委員会
- ・神在地区福祉委員会
- ・久代地区福祉委員会
- ・山田地区福祉委員会
- ・新本地区福祉委員会



中央部生活圏域

- ・総社地区福祉委員会
- ・常盤地区福祉委員会
- ・池田地区福祉委員会
- ・清音地区福祉委員会

研修会を通じて共通認識

福祉委員の意識高揚



民生委員児童委員との連携



チームワーク！パートナーシップ！

- 研修会などを通じて・・・
 - ・相互の連携と信頼関係を構築
 - ・地域の問題や課題を共有
 - ・福祉委員としての意識を高める



(合同研修会の開催)



(地域の現状について情報交換会を開催)



ポイントは「ほうれんそう」です。

「ほう」 = 報告 「れん」 = 連絡 「そう」 = 相談



社会福祉協議会とは？（略して 社協）



社会福祉協議会とは、社会福祉法人格をもった民間の福祉推進団体です。地域において住民が主体となる住民組織と公私の社会福祉に関する活動を行う関係者等により構成され、地域における保健福祉上の諸課題を計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、「**誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり**」を目的とした**地域福祉の推進**を使命とする組織です。

◆社会福祉協議会5つの原則

①住民ニーズ基本の原則

・広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに即した活動をすすめる。

②住民活動主体の原則

・住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③民間性の原則

・民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

④公私協働の原則

・公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により計画的かつ総合的に活動をすすめる。

⑤専門性の原則

・地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。





社会福祉協議会とは？(略して 社協)



「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」をめざし、
住民のみなさんと共に地域福祉を推進する民間の福祉団体です！

①住民の声を聴き

- 福祉委員活動
- 福祉住民座談会
- 各種相談事業
- 様々な事業を通して



②住民と共に考え

- 理事・評議員会への住民代表の選出
- 福祉委員や地区社協の研修・会議
- 地域福祉活動計画
- 小地域ケア会議



社会福祉協議会

「住民主体」の活動理念・原則で、
“地域住民と共に”
地域福祉を推進する組織

③住民と共に動き

- 地区社協との協働・連携
- ふれあいサロン
- 当事者活動・組織支援
- 各種ボランティア活動の推進



④住民と共に支える

- 小地域福祉ネットワーク活動
- 給食サービス
- 要援護者台帳の作成 等



「住民主体」とは、社会福祉協議会の組織自体のあり方とその活動原則を象徴するキーワード(用語)です。
社協は、“住民と共に”をスローガンに、地域住民の生活・福祉課題に立脚し、住民主体の福祉活動の組織化を基本に、関係機関・団体との協働にもとづく、地域福祉を展開していく組織であることを意味しています。



社協の使命 ～地域福祉の推進とは？～



☆地域福祉の推進とは？

“地域と関係機関、社協と一緒に
福祉活動に取り組むことです！”

地域には様々な問題や課題があり、それらを地域に住む住民や行政、関係機関、社協等みんなで解決に向けて考え、自分にできる活動をしていくことが地域福祉の推進といえます。



地域福祉のめざすもの(理想・夢)は？



地域を支えるネットワーク(力)が必要

👉 福祉用語の解説(用語の手引き)

50音順

◆アルツハイマー病

進行する型の老人性認知症の病気の一つです。ドイツのアルツハイマー氏が発見したことからこの名前が付いています。脳の萎縮などが起こり、記憶・判断力の減退、意欲の低下が次々に起こり、徘徊や同じ動作の繰り返しが現れます。はっきりとした原因は未だに不明で、遺伝によるものもあるようです。

◆インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことを指します。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれに当たります。⇔フォーマルサービス

◆NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。株式会社などの営利企業とは違い「利益の追求ではなく、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体」のことです。

◆介護保険制度

介護保険制度は、老後生活最大の不安要因ともなっている「介護」を「社会全体」で支え合っていくことを目的として平成12年4月から施行され、平成18年4月に改正されました。(介護予防の充実：新しいサービス体制：サービスの向上)

【内容】

市町村が保険者となり、65歳以上(第1号被保険者)や40歳~64歳の人(第2号被保険者)と公費(税金)を財源として介護が必要になった被保険者に要介護度に応じた介護サービスを提供します。

介護サービス(利用限度額内)については自己負担額は1割となります。 *9割は保険負担となります。

【介護度】 要支援 1・要支援 2・要介護 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5 の7区分

◆共助力

自分だけでは問題や課題の解決が困難なことについて、周囲や地域で協力して行うこと。お互いに助け合う力をいいます。

◆緊急通報装置

在宅で75歳以上のひとり暮らしの方や家族がほとんど家におらず、本人に疾病などがあるひとり暮らしに準ずる方が対象で、事故や緊急を要する際に「緊急ボタン」か「ペンダント」を押すと異常事態を発信し受信センター(市との契約)を通じて消防署や地域(近隣)の協力者に援助をお願いするシステムのことです。



👉 福祉用語の解説(用語の手引き)

50音順

◆QOL

Quality of Lifeの略で、生活の質の向上の理念を意味しています。単なるサービスの提供だけでなく、その人の心の豊かさへの支援が必要。“支援している人の表情を明るくしたい！”“頼りにされているという実感が、認知症による問題行動を少なくすることにつながった”“生きる気力を支援する”ことなどです。

◆グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の症状がある高齢者が小規模な生活の場で少人数（9人を基本）を単位とした共同住居の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などスタッフが利用者とともに共同で行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症の進行を穏やかにすることを目的に支援する介護サービスです。

◆ケアハウス（軽費老人ホームの一種）

厚生労働省が定める老人福祉法における軽費老人ホームの一種で、日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けるのが困難な60歳以上（原則）の方が対象です。

◆公助力

個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が支える力をいいます。

◆高齢化社会

総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合（高齢化率）が、7%以上14%未満を占めている社会のことです。

◆高齢社会

総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合（高齢化率）が、14%以上になり、それが続いていく社会のことです。

◆超高齢社会

総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合（高齢化率）が、21%以上を超えた社会のこと。

現在は、高齢者数が増加する一方で、新しく産まれてくる子どもの数が減少していく『少子高齢化社会』に突入しています。



👉 福祉用語の解説(用語の手引き)

50音順

◆子育てサロン

地域（集会所や公民館など）を拠点に、子育ての当事者の仲間づくりや情報交換の場として気軽に集える交流の場。また、サポーターや地域住民との交流を通じて、より子育てを楽しみながらお互いに支えあう活動をめざしています。

◆自助力

自分自身や家族で支える力をいいます。（自分自身の努力、家族の理解）

◆社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的としている法律です。

◆小地域ケア会議

地域の方々がその地域の特性を活かして、いきいきとより良い生活を送るためにはどうしたらよいかを話し合う場として、市内21地区で開催しています。

主な協議内容としては、①地域で支え合う仕組みづくり ②援助困難事例の検討 ③社会資源情報集約及び提供 ④地域が抱える問題の把握及び共有 ⑤新たなサービスの構築に向けての検討が挙げられます。

◆小地域福祉活動

より身近な、小さい地域を単位とする福祉活動をいいます。高齢化が進み家族の介護能力（支え合い）が低下しつつある中で、今こそ地域をあげて自主的に福祉問題に取り組む時期がきており、地域で支え合う力（地域福祉活動：共助の力）の基盤として考えられます。⇒福祉委員活動・地区社協活動・ふれあいサロン・子育てサロン・給食サービスなど

◆ショートステイ（短期入所施設）

在宅で介護にあたっている家族の身体的・精神的負担の軽減、また家族が病気や冠婚葬祭、仕事、旅行などで一時的に介護ができない場合などに、家族に代わって施設で介護を提供する短期入所サービスをいいます。

サービス内容として、食事や入浴といった日常生活全般の介護、機能訓練などがあります。



👉 福祉用語の解説(用語の手引き)

50音順

◆専門機関

福祉・保健・医療の機関のこと。福祉分野は、行政・福祉施設・社協などをいい、保健分野では、保健センター・保健所。医療分野では、病院といった機関のことをいいます。

◆地区社会福祉協議会活動（地区社協活動）

住民自身が、自分たちの地区にある福祉課題やニーズを主体的に捉え、問題解決に向けて一人ひとりが安心して暮らせる、住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組む活動であり、地域の社会福祉の増進をめざして市社会福祉協議会とともに活動していくために設置された組織です。総社市では14の地区社会福祉協議会（概ね小学校区単位）を設置しています。

◆地域福祉活動計画

地域福祉活動を推進するうえで、中長期的にどのように取り組むのか活動内容を計画化したものです。羅針盤。

◆地域包括支援センター

地域における高齢者の①総合相談・支援 ②介護予防ケアマネジメント ③虐待の防止など高齢者の権利擁護を行うなど、地域住民の心身の健康維持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的・継続的に支援することを目的とする機関をいいます。

◎総社市地域包括支援センター基幹ステーション（総社市役所内 92-8244）

◎地域ステーション4カ所 ・東部地域ステーション（94-1601） ・西部地域ステーション（94-5557）
・中央部地域ステーション（94-3557） ・北部地域ステーション（99-1533）

◆デイサービス

福祉施設での通所サービスで、主に介護保険制度で要支援や要介護と認定された高齢者の方、在宅の高齢者の方を対象に自宅への送迎を行い、各種のサービス（入浴・食事・日常動作訓練・レクリエーションなど）を提供し、生活の支援や、心身機能の維持向上を図ることを目的にしています。

◆当事者

福祉分野においては、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者などを示します。また、共通の問題を集約し、当事者自らが福祉活動の担い手として行動する集団を「当事者組織」といいます。



👉 福祉用語の解説(用語の手引き)

50音順

◆特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

寝たきりや認知症高齢者の方で家庭で介護が受けられなくなった場合に入所し利用する施設をいいます。

◆ニーズ

「必要なもの」「欠けているもの」「差し迫った事態」などと訳され、『福祉ニーズ』という場合、社会生活・福祉面において充足されるべきことという意味で使われています。

◆認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいいます。認知症の原因となる主な疾患には、脳血管障害、アルツハイマー病などの変性疾患、ビタミンなどの代謝・栄養障害、甲状腺機能低下などがあります。

◆ネットワーク

地域、隣保内の当事者を取り巻く住民が連携し、小さな問題も見逃さない網の目の組織のことです。

◆ノーマライゼーション

今日の社会福祉の理念となっています。高齢者も障がい者もそうでない人も人間として当たり前のおくため、ともに暮らし、ともに生きるような社会こそノーマルである、という考え方です。つまり、すべての人が分け隔てなく、ごく普通に一般社会で暮らせる社会的な保障を意味しています。

◆福祉活動専門員

市区町村社会福祉協議会に設置される国庫補助の対象となる専門職員のことをいいます。市区町村区域の民間社会福祉活動の推進方策についての調査、企画、連絡調整、広報、指導、その他実践活動の推進に従事します。

◆福祉コミュニティ

コミュニティは「協同社会」「生活共同体」「地域社会」を意味し、福祉コミュニティは、地域住民の方々の福祉の確保を目的として形成されるものです。社会的に弱い立場にある人々が安心して暮らせ、且つ そのような人々の社会参加の実現や生活を支える住民や専門機関等の連携が「いきいき」と行われている地域社会のことをいいます。



👉 福祉用語の解説(用語の手引き)

50音順

◆ふれあいサロン

地域住民（例えば、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者など）が気軽に集まり、ふれあいを通じて、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる活動をいいます。

◆ホームヘルパー

訪問介護員ともいい、在宅で生活していくうえで、ケアプランに基づいて介護や介助、支援を必要とされる方のお宅を訪問し、身のまわりのお世話や介護を行う人をいいます。（資格を要し、介護福祉士、ホームヘルパー1～3級取得者）

◆ボランティア

自由（自らの）な意志による自発性に支えられた実践行為で福祉社会づくりに積極的に取り組んでいく人のことをいいます。また、社会のために自分ができることを行うことであり、暮らしや心の豊かさを向上させる重要な活動として考えられます。

活動の内容は多様化しており、福祉をはじめとし、保健・医療・地域安全・教育など多岐にわたります。

◎ボランティア活動の5つの原則・・・①自主性・主体性・自発性 ②社会性・連帯性 ③無償性
④創造性・開発性・先駆性 ⑤継続性

◆民生委員児童委員・主任児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、ひとり暮らしの高齢者などをはじめとし、援護活動や相談・助言活動など、地域社会の福祉向上に向けた、様々な取り組みを行っています。また、多様な社会的課題に対して行政や地域住民、社会福祉協議会などと連携を図りながらその解決に向けた取り組みの中心的な役割を果たしています。主任児童委員は、特に子育てや児童をめぐる相談が主になります。

◆養護老人ホーム

身体もしくは精神上または環境（家庭的・住宅上・経済的理由）により、自宅での生活が困難な方が入所して生活援助を受ける社会福祉施設です。（特に、住宅環境や社会環境などから在宅での生活が困難な高齢者が利用します）

◆総社市社会福祉協議会

（連絡先） 本 所（92-8555）

山手事務所（93-5518） 相談支援センターゆうゆう（92-8578）

清音事務所（92-2400） 居宅サービス事業所（92-8565）





地域を元気にするサポーター！

福祉委員 ガイドブック

2011.4



(事務局)

社会福祉法人 **総社市社会福祉協議会**

〒719-1131

総社市中央一丁目1番3号 総社市総合福祉センター内

TEL 0866 (92) 8555 FAX 0866 (94) 0089

e-mail : info@sojasyakyo.or.jp

